

続 学校管理職・教育委員会 のための

いじめを 重大化 させない Q&A100

いじめの重大事態を捌く



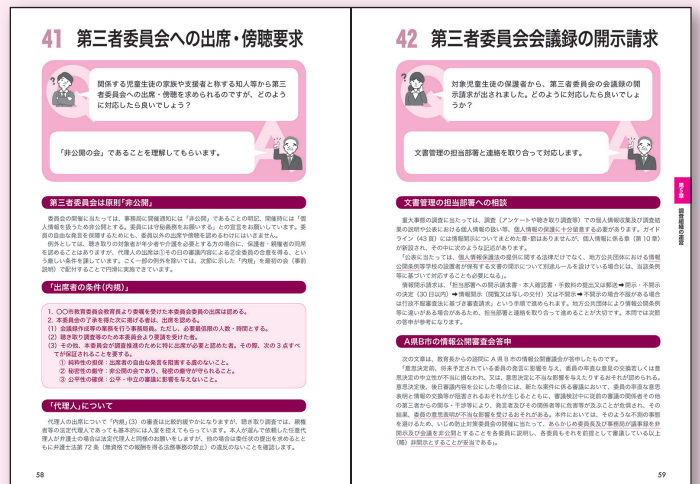
[B5判・172頁・並製] 【発行】エイデル研究所
【定価】本体 2,200円 [+税]
ISBN978-4-87168-736-2 C3037 ¥2200E

【著者】 嶋崎 政男

いじめの重大事態の苦悩を解決に変える一冊

待望の「いじめを重大化させないQ&A100」の続編！現場のいじめの重大事態はより深刻化、親の「分断」、子の「孤立」、学校の「困惑」、教委の「疲弊」する事態となっています。いじめ重大事態の現場のリアルな悩みを100個厳選し、筆者が答えます。

また今回はQ&Aだけではなく、事例を掲載。実際の報告書や筆者の経験から、いじめ重大事態を紐解いていきます。



ご注文は、お近くの書店・販売店へ

エイデル研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-9
TEL.03-3234-4641 FAX.03-3234-4644

注文書	取扱店	注文数	続 学校管理職・教育委員会のための いじめを重大化させない Q&A100 嶋崎 政男 (著) いじめの重大事態を捌く
		部	本体価格2,200円+税 978-4-87168-736-2
		氏名/団体名	
		住所 〒	
		TEL	

いじめを重大化させない

Q&A 100

いじめの重大事態を捌く

目次

はじめに

第I部 こんな時どうする？ 「いじめ重大事態」への対応

第1章 【重大事態全般】

- 01 重大事態が増加している理由
- 02 いじめ定義の留意点
- 03 「並行調査」とは
- 04 法第23条の調査を重大事態調査に代替可能か
- 05 調査の中止要求への対応
- 06 警察に通報すべき「いじめ」の犯罪行為
- 07 自死事案への対応
- 08 保護者の通報でマスコミから連絡があった場合の対応
- 09 ガイドラインの法的拘束力
- 10 ガイドラインのチェックリスト

第2章 【重大事態の認定】

- 11 重大事態の判断
- 12 保護者からの申立て
- 13 卒業生からの申立て
- 14 転校・退学後の調査
- 15 当事者双方からの被害の申立て
- 16 複数の被害者からの申立て
- 17 複数の訴えがあった場合の対応
- 18 謝罪後の認定・調査
- 19 加害者が不明の場合の調査
- 20 3年前の不登校

第3章 【重大事態調査の流れ】

- 21 調査の流れ
- 22 重大事態認定後の対応
- 23 調査実施前の説明
- 24 保護者の要望への対応
- 25 調査中の留意点
- 26 経過報告
- 27 重大事態の非認定
- 28 報告書答申前の説明の必要性
- 29 調査結果の説明者
- 30 対象者への結果説明

第4章 【重大事態調査の組織】

- 31 調査主体の決定
- 32 保護者による学校主体の拒否
- 33 「14条委員会」とは
- 34 保護者からの委員推薦への対応
- 35 教育委員会等による調査
- 36 保護者対応の調整役の必要性
- 37 調査組織構成に対する異議
- 38 第三者委員会委員の人材確保
- 39 委員の推薦書提出の必要性
- 40 事務局の役割

第5章 【調査組織の運営】

- 41 第三者委員会への出席・傍聴要求
- 42 第三者委員会会議録の開示請求
- 43 第三者委員会の職務範囲
- 44 調査委員への介入等
- 45 委員からの辞任願い
- 46 学校主体調査の困難性
- 47 調査委員会への指導主事の参加
- 48 事務局の公平性
- 49 専門性の確保
- 50 複数事案への対応

第6章 【重大事態調査の実際】

- 51 調査資料の信憑性
- 52 アンケート結果の漏洩
- 53 アンケート結果の廃棄
- 54 聴き取り調査の留意点
- 55 保護者による聴取
- 56 調査期間等
- 57 任意調査の限界
- 58 被害者側の要求への対応
- 59 重大事態調査の中断
- 60 教育委員会の役割

第7章 【調査報告書】

- 61 調査報告書の作成者
- 62 事実関係の記述
- 63 背景・要因の記述
- 64 家庭要因の記述
- 65 「学校・設置者の対応」記述
- 66 調査報告書の画一化
- 67 調査結果の争訟等への利用
- 68 報告書の公表
- 69 災害共済給付金の申請
- 70 調査報告書の誤字・誤表記等

第8章 【個人情報】

- 71 個人情報保護法
- 72 調査委員の守秘義務

- 73 聴取対象者の個人情報
- 74 関係機関への聴取
- 75 スクールカウンセラーの聴き取り調査
- 76 調査時等の録音
- 77 加害生徒の個人情報
- 78 調査主体の意見
- 79 公表における懸念
- 80 個人情報のマスキング

第9章 【保護者対応】

- 81 事前説明の拒否
- 82 結果説明の拒否
- 83 大量の資料提出
- 84 加害者への支援
- 85 教職員への懲戒要求
- 86 多くの人を巻き込む保護者への対応
- 87 「いじめ」濫用
- 88 重大事態への保護者の理解
- 89 いじめ被害の訴えから利益を得ようとする
- 90 保護者の行き過ぎた言動

第10章 【重大事態調査の問題点】

- 91 置き去りにされる子供
- 92 保護者の申立てによる認定
- 93 被害者側の優位性
- 94 多額の調査費用
- 95 いじめ争訟
- 96 非認定での責任
- 97 再調査
- 98 園児の重大事態
- 99 報道等の影響
- 100 問題点の認識

第II部 報告書等から考える 「重大事態の危うさ」

- 事例01 大津事件
- 事例02 取手事件
- 事例03 町田事件
- 事例04 県立高校教員謝罪要求事件
- 事例05 高2自死事件
- 事例06 「いじめ冤罪」事件
- 事例07 旭川事件

Column

改正されない「いじめ防止対策推進法」
「いじめ」だけではない、不登校の要因・背景
「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」
首長から文部科学省への提言
「いじめ」が要因と考えられた自死事案
「学校カスハラ」と「いじハラ」

おわりに